

# 電気供給業のうち 発電事業等又は小売電気事業等を行う皆様へ

～ 令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る予定申告を行う場合のお願い ～

令和2年10月 鳥取県

「地方税法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第67号(令和2年7月27日公布))により、申告書等様式の一部が改正されました。

今回の改正を受け、鳥取県では現在、新設された予定申告書様式(第6号の3様式(その2))にプレ印字を行うためのシステム改修を行っています。改修が完了するまでの間は、以下にご留意のうえ、同封の新様式(第6号の3様式(その2))を使用し申告してください。

## 1 令和2年度税制改正について

令和2年度税制改正において、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち発電事業等又は小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式が次のように改正されました。

※ **電気供給業のうち発電事業等又は小売電気事業等は、地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業です。**

条文	事業区分	法人	課税方式	
			改正前	改正後
地方税法 第72条の2 第1項	1号	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 (一般社団・一般財団法人等を除く。)	(改正なし) 所得割額、付加価値割額及び 資本割額の合算額	
		それ以外の法人	(改正なし) 所得割額	
	2号	電気供給業(第3号に掲げる事業を除く)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業	(改正なし) 収入割額	
	3号	電気供給業のうち発電事業等又は小売電気事業等	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 (一般社団・一般財団法人等を除く。)	収入割額
		それ以外の法人	収入割額	収入割額及び所得割額の 合算額

※ 下線部は今回改正事項

これに伴い、電気供給業のうち発電事業等又は小売電気事業等を行う法人は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る予定申告については、今回の改正により新設された予定申告書(第6号の3様式(その2))により行う必要があります。

※ 現行の様式(第6号の3様式)はお使いいただけません。

(裏面へつづく)

## 2 第6号の3様式(その2)へ転記する際の留意点について

予定申告書(第6号の3様式(その2))を提出する際は、法人の事業の状況に応じて、現行の様式(第6号の3様式)にプレ印字された税額等を次のとおり転記していただきますようお願いいたします。

### ■電気供給業(発電事業等又は小売電気事業等)のみを行う法人

転記元	転記先
「収入割額 (④ × 6/前事業年度の月数) ②」	「収入割額 (⑩ × 6/前事業年度の月数) ⑩」
「収入金額総額 ④」	「収入金額総額 ⑦」
「収入金額 ⑤」	「収入金額 ④」
「収入割 ④」	「収入割 ⑩」
「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④」	「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ④」

### ■電気供給業(発電事業等又は小売電気事業等)とそれ以外の事業を併せて行う法人

転記元	転記先
「所得割額 (④ × 6/前事業年度の月数) ⑩」	「所得割額 (⑩ × 6/前事業年度の月数) ⑩」
「付加価値割額 (④ × 6/前事業年度の月数) ⑩」	「付加価値割額 (⑤ × 6/前事業年度の月数) ⑩」
「資本割額 (④ × 6/前事業年度の月数) ⑩」	「資本割額 (⑤ × 6/前事業年度の月数) ⑩」
「収入割額 (④ × 6/前事業年度の月数) ⑩」	「収入割額 (⑩ × 6/前事業年度の月数) ⑩」
「所得金額総額 ④」	「所得金額総額 ⑩」
「所得金額 ④」	「所得金額 ④」
「付加価値額総額 ④」	「付加価値額総額 ⑤」
「付加価値額 ④」	「付加価値額 ⑤」
「資本金等の額総額 ④」	「資本金等の額総額 ⑦」
「資本金等の額 ④」	「資本金等の額 ④」
「収入金額総額 ④」	「収入金額総額 ⑦」
「収入金額 ⑤」	「収入金額 ④」
「所得割 ④」	「所得割 ⑩」
「付加価値割 ④」	「付加価値割 ⑤」
「資本割 ④」	「資本割 ⑤」
「収入割 ④」	「収入割 ⑩」
「所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④」	「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ④」
「収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ④」	「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ④」

### ◀お問い合わせ先▶

名称	所在地	電話番号	ﾌｻﾞｸｼﾞ番号	管轄区域(※)
東部県税事務所 課税課 事業税担当	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3515	0857-20-3519	鳥取市・岩美郡・八頭郡
中部県税事務所 課税課 事業税担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	0858-23-3109	0858-23-3118	倉吉市・東伯郡
西部県税事務所 課税課 事業税担当	〒683-0054 米子市糀町1丁目160	0859-31-9622	0859-31-9613	米子市・境港市・西伯郡・日野郡
県庁 税務課 課税担当	〒680-8570 鳥取市東町1丁目220	0857-26-7053	0857-26-7087	

※鳥取県内に本店が所在する外形標準課税対象法人及び収入金課税法人は、上記にかかわらず東部県税事務所が所管します。